

平成 19 年 11 月 14 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案に係る 電波監理審議会から答申及び意見募集の結果

-地上アナログテレビジョン放送のデジタル化完了に伴う周波数の分配について-

総務省は、地上アナログテレビジョン放送が平成 23(2011)年 7 月 24 日に終了することに伴い、空くこととなる周波数帯の用途を明確化するため、周波数割当計画(平成 12 年郵政省告示第 746 号)の一部を変更する告示案を平成 19(2007)年 9 月 12 日に電波監理審議会(会長:羽鳥 光俊 中央大学理工学部教授)に諮問したところ、本日、当審議会から原案を適当とする旨の答申を受けました。

また、平成 19(2007)年 9 月 12 日から同年 10 月 12 日までの間、意見の募集を行ったところ、11 件の意見を頂きましたので、総務省の考え方と併せて公表します。

1 変更の背景等

我が国における無線局数は、平成 18(2006)年 1 月末時点で 1 億局を超えており、携帯電話、無線 LAN、電子タグ等様々な形態で電波システムの利用拡大が進んでいます。

これら電波の需要増に対応するため、総務省では、「電波政策ビジョン」(平成 15(2003)年 7 月 30 日情報通信審議会答申)に基づき、周波数割当て及び電波利用料制度の抜本的な見直し、電波開放のための新たな制度の整備、研究開発の推進等、有限希少な資源である電波を最大限有効利用するための施策を展開しています。

このうち、周波数割当ての見直しについては、平成 23(2011)年の地上アナログテレビジョン放送のデジタル化完了により VHF/UHF 帯に空き周波数帯が生じることから、有効利用につながる電波の再配分を実施することが必要であり、平成 19(2007)年 6 月 27 日、情報通信審議会より「VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件」が一部答申されました。

今回の周波数割当計画の一部変更は、この一部答申を受け、VHF/UHF 帯で地上テレビジョン放送に使用している周波数の割当計画の一部を変更しようとするものです。

2 告示案の概要

90-108MHz : テレビジョン放送以外の放送 (平成 23(2011)年 7 月 25 日以降、変更なし)

170-205MHz : 移動 (公共業務用、一般業務用) (平成 23(2011)年 7 月 25 日以降)

205-222MHz : テレビジョン放送以外の放送 (平成 23(2011)年 7 月 25 日以降)

710-730MHz : 陸上移動 (電気通信業務用、公共業務用、一般業務用 (10MHz 幅を高度道

路交通システム用とする。)) (平成 24(2012)年 7 月 25 日以降)
730-770MHz : 陸上移動 (電気通信業務用) (平成 24(2012)年 7 月 25 日以降)

3 意見の募集の結果

提出された御意見及びそれらに対する総務省の考え方は、別紙のとおりです。

4 今後の予定

提出された御意見及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、原案のとおり速やかに公布・施行する予定です。

【連絡先】

総合通信基盤局 電波部電波政策課
大野周波数調整官、石黒係長
TEL (直通) 03-5253-5875
(代表) 03-5253-5111
内線 5875
FAX 03-5253-5940
E-mail frequency-plan_atmark_ml
.soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」
を「_atmark_」と表示して
おります。送信の際には、
「@」に変更してください。

関係報道資料 :

- 「VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件」に関する情報通信審議会からの一部答申及び意見募集の結果 (平成 19(2007)年 6 月 27 日報道発表)
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070627_4.html)
- 周波数割当計画の一部を変更する告示案に係る電波監理審議会に対する諮問及び意見募集の開始-地上アナログテレビジョン放送のデジタル化完了に伴う周波数の分配について- (平成 19(2007)年 9 月 12 日報道発表)
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070912_11.pdf)

「周波数割当計画の一部を変更する告示案」に対して提出された意見及び総務省の考え方

【意見募集期間:平成 19 年 9 月 12 日(水)～10 月 12 日(金)】

(意見は、総務省に到着した順に掲載。)

No.	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>携帯マルチメディア放送サービスの実現に向け、サービス対象端末は、既に放送サービス端末として普及が目覚ましいワンセグ携帯端末（約 1,170 万台:2007 年 7 月出荷ベース、(社)電子情報技術産業協会）に加え、PC、ゲーム機、ポータブルカーナビ、その他の様々なユビキタス端末での利用を可能とすることが望ましい。したがって、サービスに付与する周波数帯域は VHF 帯域に加え、上記、端末でも受信可能な UHF 帯域 13Ch～52Ch（470～710MHz）も併せ、検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">【YRP 研究開発推進協会 YRP ユビキタス通信テストベッド活用実験・研究フォーラム】</p>	<p>本告示案を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、UHF 帯の周波数帯域への割当てに関する御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>地上デジタル音声放送については、平成 10 年 10 月の地上デジタル放送懇談会報告において、「音声放送を中心にデータも提供できる地上デジタル音声放送を実現する」と記述されました。また、平成 11 年に電気通信技術審議会より「地上デジタル音声放送システムの技術的条件」について、ISDB-TSB 方式が答申されたことから、電波監理審議会等の答申を経て、平成 12 年 11 月に、「放送普及基本計画」が一部変更され、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」が定められました。</p> <p>社団法人デジタルラジオ推進協会は、この免許方針に基づく免許を得て、平成 15 年 10 月から VHF 7 チャンネルの周波数を利用し、地上デジタル音声放送の本放送に資するために実用化試験放送を東京・大阪で実施しているところです。</p> <p>現在、デジタル音声放送の受信端末はすでに市販され、このうち携帯電話搭載型については、すでに 100 万台以上普及しており、実際に放送を利用している受信者が多く存在いたします。</p> <p>今回の周波数割当計画の変更については、特に異議はありませんが、今後の検討により、地上デジタル音声放送が VHF 帯で実用化されることとなった場合、現に存在する実用化試験放送の受信者の利益を保護し、実用化試験放送から本放送に円滑に移行するために必要が生じた場合には、移動業務による VHF 帯の 188MHz から 192MHz についての使用開始時期について、一定の移行期間を設けるなど、弾力的な措置が講じられるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【社団法人デジタルラジオ推進協会】</p>	<p>本告示案を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、現在開設中の VHF 7 チャンネルを用いた実用化試験局については、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」（平成 12 年 11 月 17 日報道発表）において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されているところであり、かつ、周波数割当計画（平成 12 年郵政省告示第 746 号）において、同周波数帯は「移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011 年 7 月 25 日からとする。」とされています。</p>

3	<p>710-730MHzのうち10MHz幅は高度道路交通システムによる使用とすることに賛成いたします。</p> <p>政府が推進している「IT新改革戦略」において「世界一安全な道路交通社会の実現」が重要方策の一つとして掲げられておりますが、インフラ協調安全運転支援システムの実用化に向けた取り組みなど、700MHz帯の電波利用は道路交通環境の改善に有効な手段になると考えております。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人 日本自動車工業会】</p>	<p>本告示案を支持する御意見として承ります。</p>
4	<p>「周波数割当計画の一部を変更する告示案」は、平成19年6月27日に答申されたVHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件を反映しており、地上アナログTV放送のデジタル化完了に伴う空き周波数の有効利用の観点で適当と考えます。</p> <p>但し、情報通信審議会の答申において示されたUHF帯の周波数配置については、電気通信およびITS利用を目的に現状想定しうる前提条件に基づく検討結果から得られたものですが、今後の詳細なスペックに基づく技術的条件の検討において更なる周波数有効利用に向けた精査が必要と考えます。ITSシステムは今後開発及び標準化されるものであることから、今後の技術革新に伴って、周波数有効利用の観点で隣接システムとの必要ガードバンド幅の縮小等を実現するよう開発することが重要と考えます。その結果、ITSによる安全・安心を確保しつつ、携帯電話が利用可能な帯域を拡げることができ、UHF帯の更なる周波数有効利用を図ることが可能と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>本告示案を支持する御意見として承ります。</p>
5	<p>今回の周波数割当計画の変更については、情報通信審議会の情報通信技術分科会「電波有効利用方策委員会」において、平成18年4月より一年以上にわたって討議、検討を重ねられたものであり、内容については基本的に賛同いたします。</p> <p>当社は平成10年10月に示された「地上デジタル放送懇談会報告」の流れを受け、平成12年11月に示された「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」のもとに設立されたDRP（デジタルラジオ推進協会）に主体的に参加し、2011年以降のラジオ放送のデジタル化を視野に入れて、実用化試験放送を実施してきています。</p> <p>実用化試験放送は、現在、東京、大阪で実施されておりますが、当社を含め現在20チャンネル程度の番組が放送され、100万台以上の携帯型受信端末やPCに装着する端末がユーザーに普及し、実際にサービスを享受されています。今後の検討によって、地上デジタル音声放送がVHF帯で実用化されることになった場合には、実用化試験放送のサービスを利用している受信者の権利を保護すること、また実用化試</p>	<p>本告示案を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、現在開設中のVHF7チャンネルを用いた実用化試験局については、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」（平成12年11月17日報道発表）において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されているところであり、かつ、周波数割当計画（平成12年郵政省告示第746号）において、同周波数帯は「移動業</p>

	<p>験放送から本放送への円滑な移行をおこなうために、必要があれば「自営通信」による VHF 帯 188MHz～192MHz の使用開始時期について、一定の移行期間を設けるなど、弾力的な措置が講じられることを強く要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	<p>務によるこの周波数帯の使用は、2011 年 7 月 25 日からとする。」とされています。</p>
6	<p>(1) 総務省では「電波政策ビジョン」を受け抜本的な周波数割当の見直し等、有限希少な周波数の有効利用を図るための施策を展開されており、このたび地上アナログテレビジョン放送のデジタル化完了に伴う周波数帯域の配置検討については、情報通信審議会より UHF 帯（710～770MHz）の有効利用方策に関し、「より安全な道路交通社会の実現のために必要な ITS において、700MHz 帯の電波によることが必要な車車間通信システム等の実現のために一定の周波数帯を確保することが適当である。」との一部答申がなされています。</p> <p>今回提示された周波数の割当計画の一部を変更する公示案については、この情報通信審議会の一部答申を受け、陸上移動業務による 710-730MHz 帯の内、10MHz 幅は高度道路交通システムによる使用とするとされており、周波数の有効利用を図っていくために、極めて的確な判断がなされており、賛同いたします。</p> <p>(2) 現在、政府が推進している「IT 新改革戦略」の重要方策の一つとして、安全運転支援システムの実用化に向けた取組みが官民一体となって推進されておりますが、無線通信は当該システムの根幹を成すものであります。特に 700MHz 帯は見通しの悪い交差点等において自車から見通せない位置にある車両の情報を提供し事故を防ぐための車車間通信システム等の実現に、大変重要な周波数帯であると考えております。</p> <p>今後とも私ども自動車業界といたしましては、車車間通信や路車間通信を用いたインフラ協調による安全運転支援システムの開発を積極的に進め、産官学が連携して国民にとって、より安全な道路交通社会の実現に向け、取り組んでいきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【トヨタ自動車株式会社】</p>	<p>本告示案を支持する御意見として承ります。</p>
7	<p>電気、ガス、水道の使用量を計測するためにメーターが使用者毎に設置されている。現状は、計測担当者がメーター値を目視で読んでいる。メーターに無線装置（子機）を取り付けて、メーター値を固定無線装置（親機）で読むことにより、人手を介さずに使用量の計測ができる（固定無線自動検針という）。</p> <p>また、今までのように 1 ヶ月に一度ではなく、1 時間毎あるいは 10 分毎に計測可能となる。この様に</p>	<p>情報通信審議会において、限られた周波数に対して寄せられた多くの提案を踏まえて検討した結果、VHF 帯（90-108MHz 及び 170-222MHz）は、安全・安心な社会の実現</p>

	<p>多頻度で計測する事により、非常に大きなメリットが得られる。具体的には次の通り。</p> <p>(1) 地域別、時間別の使用パターンの認識により、発電所、浄水場、加圧ポンプ等の「稼働最適化」が図れる。よって省資源が実現できる。</p> <p>(2) 時間別の料金の設定により、ピーク供給量を抑えられる。また、ボトム供給量を上げられる。ピーク量を 10%下げられれば、発電所が 10%いらなくなる。あるいは 10%の増量相当分を設備投資無く実現できる。また、夜間の稼働休止を避けられ、これによって設備稼働率が向上する。したがって、省資源と収入増加が実現できる。</p> <p>(3) 現在約 4 万人いる計測担当者を、十分の一以下にできる。即ち、省力化が実現でき、また、このマンパワーを別の業務に生かすことができる。</p> <p>(4) 独居老人などの電気、ガス、水道の使用状況を把握し「見守り機能」を実現できる。即ち、安全・安心な社会の実現に貢献できる。</p> <p>米国では省資源の実現のために The Energy Policy Act of 2005 において time-based rates and metering, methods for demand response, and improved interconnection for power generation assets を求めている。このために Advanced Metering Infrastructure (先進計測インフラストラクチャー) として、PLC や無線を使って多頻度計測を実現しようとしている。また、そのための機器やソフトウェアの開発も進みつつある。</p> <p>多頻度固定無線自動検針に必要な電波帯域は「VHF/UHF 帯電波有効利用作業班 自営通信システムグループ」の「センサーネットワーク」として提案されており、希望周波数 170~222MHz、希望帯域幅 3.15MHz となっている。</p> <p>多頻度固定無線自動検針はメリットが大きく、かつ具体的であるので周波数を割り当てるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【第一環境株式会社】</p>	<p>等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」及び移動体向けのマルチメディア放送等の「放送」で使用できることにすることが適当であるとされ、その旨の答申がなされました。</p> <p>頂いた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>I. はじめに</p> <p>この度、『周波数割当計画の一部を変更する告示案』（以下、本告示案）に対して、意見提出の機会を作っていたいただいたことに感謝いたします。</p> <p>II. 当社の考え</p> <p>本告示案は、地上アナログテレビジョン放送が平成 23（2011）年 7 月 24 日に終了することに伴い、空</p>	<p>本告示案を支持する御意見として承ります。</p>

	<p>くこととなる VHF/UHF 周波数帯の用途を明確化するためであり、弊社は賛成いたします。</p> <p>UHF 帯周波数について「ITS」への割当はより安全な道路交通社会の実現のために適当であると考えます。また、「ITS」へ 10MHz 幅の割り当てと 5MHz 幅ずつのガードバンドを配置する方針が示されておりますが、これは現在研究中の「ITS」に基づいていると考えています。よって、「ITS」の実システムの技術開発後は、よりガードバンドの圧縮が可能となるような仕様の導入や今後の需要動向や開発動向を踏まえながら、必要に応じて配置周波数の見直しや再配置の調整のご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【イー・モバイル株式会社】</p>	
9	<p>今回の周波数割当計画の一部変更については、情報通信審議会「VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件」一部答申に基づくものであり、異議はございませんが、現在、東京・大阪では VHF7CH を地上デジタル音声放送の実用化試験放送として使用しており、すでに 100 万台以上の受信機が市販されております。今後の検討にて、地上デジタル音声放送が VHF 帯で実用化されることとなった際は、現行のデジタルラジオ受信者保護のため、また、本放送への円滑な移行のため必要な場合は、2011 年 7 月以降も一定期間 VHF7CH の利用を継続できることを要望いたします。</p> <p>また、自営通信システムにおいては、周波数の有効利用のため地上デジタル音声放送との共用化の工夫、例えばダウンリンクを ISDB-TSB 方式とし、通常時は広く一般大衆がデジタルラジオ受信機で受信できる形態での運用を行い非常災害時には自営通信で利用する、等の施策を検討すべきと考えます。</p> <p>さらに、自営通信が使用するとされている周波数帯は、アナログ FM 放送の 2 倍にあたる周波数が含まれるため、アナログ FM 受信機が自営通信システムの電波により内部的に相互変調、混変調等を起こし、FM 受信に影響を与える可能性があります。今後自営通信システムの具体的検討に当たっては、既存のアナログ FM 受信機に悪影響を及ぼすことがないよう措置が行なわれることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p>	<p>本告示案を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、現在開設中の VHF 7 チャンネルを用いた実用化試験局については、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」（平成 12 年 11 月 17 日報道発表）において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されているところであり、かつ、周波数割当計画（平成 12 年郵政省告示第 746 号）において、同周波数帯は「移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011 年 7 月 25 日からとする。」とされています。</p> <p>また、技術的な観点からの御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>地上デジタル音声放送については、平成 10 年のデジタル放送懇談会報告において「音声放送を中心にデータも提供できる地上音声放送を実現する」と記述されました。又、平成 11 年に電気通信技術審議会により「地上デジタル音声放送システムの技術条件」について、ISDB-TSB 方式が答申されたことから、電波監理審議会等の答申を経て、平成 12 年 11 月に、「放送普及基本計画」が一部変更され、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」が定められました。</p>	<p>本告示案を支持する御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

	<p>その方針に基づく免許を得た社団法人デジタルラジオ推進協会に弊社も会員社として加盟し平成 15 年 10 月より VHF の 7 チャンネルの周波数帯の 1 部を利用し、1 セグメントでの本放送実現に向けた実用化試験放送を実施して参りました。</p> <p>今回の周波数割当計画の変更については、特に異義はございませんが、今後の検討により、地上デジタル音声放送が VHF 帯で実用化される事となった場合、これまで地域に根ざした文化、情報、緊急災害時に於ける国民の生命財産の安全確保に対する情報発信源としての役割を担ってきたアナログラジオと同様のローカル性の担保が必須と考えます。加えて、都市部における難聴取問題を抱える既存音声放送事業に対しても緩やかなデジタル化への移行措置が講じられる事を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	
11	<p>1. 既に実用化試験放送中のデジタルラジオは、セグメント単位の広域免許とし、現在使用している 7 チャンネルでの本格放送開始を配慮して頂きたい。</p> <p>2. 携帯向け放送は、特定の事業者が寡占しないように、最大割当は一事業者あたり 6 MHz の全国免許として頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【三井物産株式会社】</p>	<p>現在開設中の VHF 7 チャンネルを用いた実用化試験局については、「地上デジタル音声放送を行う実用化試験局の免許方針」(平成 12 年 11 月 17 日報道発表)において「今回割り当てる周波数は、将来の実用段階での使用を前提とするものではない」と明記されているところであり、かつ、周波数割当計画(平成 12 年郵政省告示第 746 号)において、同周波数帯は「移動業務によるこの周波数帯の使用は、2011 年 7 月 25 日からとする。」とされています。</p> <p>携帯向け放送に係る御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>